

○桜井宇陀広域連合議会個人情報保護審査会規則

〔 令和 5 年 4 月 1 日 〕
〔 議会規則第 4 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、桜井宇陀広域連合議会の個人情報の保護に関する条例
(令和 5 年 3 月桜井宇陀広域連合条例第 5 号以下「条例」という。) 第 45
条第 8 項の規定に基づき設置する桜井宇陀広域連合議会個人情報保護審査
会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める
ものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、使用する用語の意義は、条例で使用する用語の
例による。

(所掌事項)

第 3 条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 条例第 45 条第 2 項の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱
いの確保に関する事項
- (2) 条例第 45 条第 3 項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は条例第
18 条第 2 項、第 31 条第 2 項若しくは第 38 条第 2 項に規定する開示請
求、訂正請求若しくは利用訂正請求に係る不作為についての審査請求に
関する事項

(任期)

第 4 条 審査会の委員(以下「委員」という。)の任期は、2年とする。ただ
し、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす
る。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長が会議の審査又は審議に付すべき事件につき、会議を招集するいとまがないと認めるとき又は会議に付する必要があると認めるときは、回議による審査又は審議を行う事ができる。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る会議に参加することができない。

(審査会の調査審議)

第7条 審査会の調査審議は、この規則の定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、議長に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、議長に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報

の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項において同じ。）又は議長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認められるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料の提出をすることができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第11条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益

を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（審査請求に係る調査審議手続の非公開）

第12条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付）

第13条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議）

第14条 審査会は、第3条第1号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、議会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 審査会は、第3条第1号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、議会以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(その他)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。